

NPO法人きてん定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人きてん という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害児・者及び高齢者の地域生活を支援し、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 障害児・者の地域生活の自立を促進する事業及び障害福祉サービス事業、相談支援事業、地域生活支援事業

(2) 高齢者の地域生活の自立を促進する事業及び介護保険法に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業

- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人に次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) その他の会員 理事会において別に定める規則により入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の三分の 2 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理 事 3 人以上 6 人以下

(2) 監 事 1 人以上 2 人以下

2 理事のうち、1 人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は運営委員会で選任し、総会に報告する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、法第 18 条に規定する職務を行う。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員会において運営委員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第 22 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (5) その他この法人の運営に関する重要事項

2 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (4) 多額の金銭の借入れその他新たな義務の負担及び重要な財産の処分
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、年 1 回、毎事業年度終了後すみやかに開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 法第 18 条第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

- 第24条 会議は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要すると理事長が認める場合はこの限りではない。

(議長)

- 第25条 会議の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。
- (定足数)
- 第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 2 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第27条 会議における議決事項は、第24条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、総会における正会員及び理事会における理事（以下「構成員」という。）のうち出席した者の2分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。
- 2 会議の議事は、この定款に規定するもののほか、それぞれ出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事長は、簡易な事項又は急を要する事項について、理事が書面、電磁的方法により、賛否を示すことにより、理事会の議決とすることができます。

4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなすことができる。

また、総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該総会が終結したものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各構成員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、総会においては、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した構成員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 37 条第 1 項の適用については、会議に出席したものとみなす。

4 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数及び出席者数並びに理事会における出席者氏名(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、総会においてはその数、理事会においてはその旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成にかかる職務者の氏名

(運営委員会)

第 30 条 この法人に運営委員会を置く。

2 運営委員は理事会で選任する。

3 運営委員会の設置、運営及び職掌に関する詳細は、理事長が別途定める。

4 理事会が、次の各号に定める事項について議決する場合には、運営委員会の同意を得なければならない。

(1) 第 22 条第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する事項

(2) その他理事長が別途定める事項

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 31 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 32 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 33 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 34 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 35 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(暫定予算)

第 36 条 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後すみやかに総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 39 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 40 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定するものから総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第 42 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 9 章 雜則

(細則)

第 44 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 保 良 和 弘

副理事長 平 あ ゆ み

理事 島 田 直 樹

監事 中 村 保 之

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 20 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 22 条第 2 項第 3 号の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 36 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 正会員 年 0 円

附 則

この定款は平成 24 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この定款は 20 14(平成 26)年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この定款は 20 18(平成 30)年 6 月 27 日から施行する。